

国立研究開発法人理化学研究所の中長期目標変更の全体像

背景・必要性

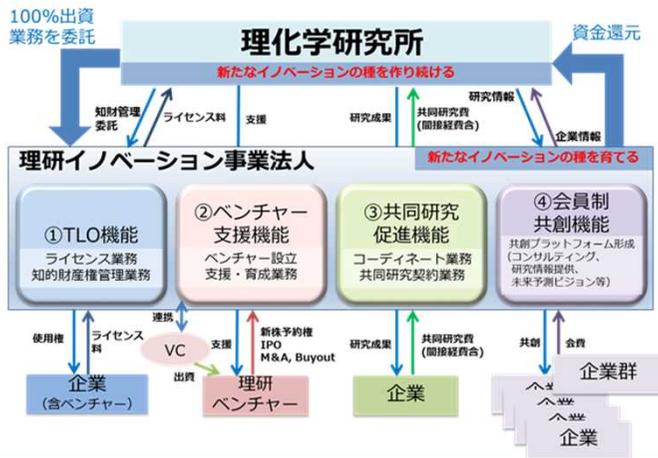
- 研究開発力強化法改正法（科学技術・イノベーション活性化法）が平成31年1月17日に施行。
- 同法により、国立研究開発法人は自らの研究開発成果の活用のため、法人の成果を活用する事業者等へ出資が可能となる。
- 理化学研究所において検討中の「イノベーション事業法人（仮称）」構想も踏まえ、出資業務を活用し、理化学研究所の研究成果の社会還元を更に加速するため、中長期目標において出資業務等に関する記載を追加するもの。

事業のスキーム

○理化学研究所は、特定国立研究開発法人として、イノベーションを牽引する中核機関の役割を果たし、世界最高水準の研究成果の創出に加え、その成果の普及及び活用の促進が求められている。

○そのため、企業動向や企業ニーズを踏まえた専門的な知見やノウハウに基づき、より効果的・効率的にライセンス活動、ベンチャー支援、共同研究促進活動等を実施し、成果の社会還元を加速させるため、「イノベーション事業法人（仮称）」を出資により設立することを検討している。

○今般の法改正により、上記構想が実現可能となる。



中長期目標の変更

●中長期目標本文に下記の記載を追記

3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 3.1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用
- (3)関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元の推進
- 産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズの社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観点から、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)に基づき、研究所の研究成果について、事業活動において活用等する者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うことにより、研究所の知的財産の管理・活用、法人発ベンチャーの育成・支援のための組織的な取組を強化する。

●評価指標に下記の記載を追記

3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- 3.1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用
- ・出資等の業務を通じたイノベーション創出強化に係る取組状況